

## 「海の京都 観光大学(仮称) シンガポール講座」参加事業者募集要項

令和5年5月30日

海の京都 DMO では、回復傾向にある欧米豪を中心としたインバウンド需要に注力する一方、日本との距離も比較的近く、リピーターの獲得も期待できる東アジア各国にも誘客を展開しているところであります。

令和5年度は、親日的で高所得層が多く、海の京都エリアが有するコンテンツとの親和性が高いと見込まれるシンガポールをモデル国に設定し、海の京都エリアの「食」、「体験」等の新たな商品造成について、事業者と連携して行うこととしております。今回、地域の事業者を募集する「海の京都 観光大学(仮称) シンガポール講座」では、本事業への意識付けとなる講座をはじめ、現地での調査、イベント参加など計画しております。つきましては、添付資料のとおり当講座の事業内容にご理解いただき、継続して受講していただくとともに、セールスなど次年度以降も取組むことに意欲のある事業者を募集いたします。

※海の京都エリア内＝福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町および与謝野町

### 記

#### 1 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集に係わる公示の日から特定の日までの期間に京都府又は京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町(以下、「海の京都エリア内の自治体」という)から指名保留措置または指名停止措置を受けていないこと。

ウ 京都府税、海の京都エリアの自治体の税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生等による手続きを行っている法人等でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

##### (1)募集する事業者について

①本事業への意識付けとなる講座をはじめ、現地調査、イベント参加など当講座を継続して受講し、セールスなど次年度以降も取組むことに意欲のある事業者であること。

②本事業では、食(お酒や野菜、水産、加工食品など)、体験(収穫、アクティビティなど)を基本とした事業を運営する事業者であること。

③海の京都エリアにて事業の拠点を置く事業者であることと。

(海の京都エリア＝福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町および与謝野町)

#### 《必須条件》

- ①原則として令和5年6月8日(木)、京丹後市内にて開催する第1回講座に参加すること。(無料)
- ②第2回以降の講座、現地調査、指定するイベント(セールス)等に参加可能であること。
- ③「海の京都」ロゴの使用等、シンガポール国内での「海の京都ブランド」の醸成にご協力いただけること。
- ④現地調査やイベント参加において、一部経費について事業者負担に同意いただけること。

#### (2)経費のご負担について

- ①本講座の参加費用は、1人 10,000 円(税込み)といたします。ただし、第1回目の講座(6月8日)については参加費用を徴収いたしません。一度、支払った参加費用は返金いたしません。
- ②現地調査における費用の一部を事業者においてご負担いただけること。  
(ご負担いただく費用例)  
居住地～空港間(日本国内)の往復交通費、現地での食事代等  
(海の京都 DMO にて負担する費用例)  
空港から現地までの飛行機代(往復)、現地での宿泊費、その他意見交換を伴う食事代等
- ③現地調査および現地でのイベントは一事業者2人まで参加可能としますが、2人目については事業者にてご負担いただけること。

## 2 スケジュール(予定)

本事業は以下のとおり予定しております。

- ①令和5年6月8日(木) 第1回講座(対面にて実施)  
※第1回講座のカリキュラムについては第3項「エ」にてご確認ください。
- ②令和5年6月第3週 参加事業者の選定(多数の場合)
- ③令和5年6月下旬または7月上旬 第2回講座(対面またはハイブリッドを想定)
- ④令和5年7月下旬または8月上旬にシンガポールにて現地調査
- ⑤令和5年8月下旬～9月上旬 第3回講座(対面またはハイブリッドを想定)
- ⑥令和5年10月中旬に開催する現地でのイベントに参加
- ⑦令和5年10月以降 第4回講座(対面またはハイブリッドを想定)
- ⑧令和6年1月以降 第5回講座(対面にて実施)

## 3 申込書及び選定方法等

(1)申込書類の提出(郵送、FAX およびメールのいずれかで可)

別紙1を参照ください。

ア 提出先

一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社(通称:海の京都 DMO)  
〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市役所大宮庁舎内  
海の京都 DMO「海の京都 シンガポール講座」担当者宛  
電話:0772-68-5055 / FAX:0772-68-5056  
E メールアドレス:[sgpj@uminokyoto.jp](mailto:sgpj@uminokyoto.jp)

イ 提出期限

令和5年6月7日(水)午後5時必着

ウ 提出方法

郵送(受付期間内必着)、FAX、およびメールにより提出(FAX、メールによる提出の際は、送信後に受信確認の電話を行うこと)

エ 第1回講座カリキュラム(予定)

日時:令和5年6月8日(木)10時～

場所:京丹後市役所大宮庁舎4階 第2・3会議室

(〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226)

10:00～ 開会

10:05～ 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 村瀬社長による講義

10:25～ 事業内容の説明

10:45～ グループワーク

11:30～ グループワーク発表

11:40～ 村瀬社長による講評

11:50～ 個人ワーク説明

12:00～ 終了

(2)参加事業者の選定

ア 選定方法

参加者多数の場合、第2回目以降講座の参加事業者の選定にあたっては、海の京都 DMO において参加事業者と個別にヒアリングを行い、参加事業者を選定します。

選定する参加事業者は5社程度を予定しています。

イ 選定結果の連絡

上記(ア)終了後、参加者全員に選定または非選定の結果を通知します。

4 本事業の問い合わせ先

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社(通称:海の京都 DMO) 福井(誠)まで  
電話:0772-68-5055 (平日のみ 9:00～17:00)

以上